

令和元年度

八代市議会総務委員会記録

審査・調査案件

- 1. 6月定例会付託案件 2
 - 1. 所管事務調査 2 2
-

令和元年7月2日（火曜日）

総務委員会会議録

令和元年7月2日 火曜日

午前10時00分開議

午後 0時29分開議（実時間143分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第35号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分）
1. 議案第40号・専決処分の報告及びその承認について（平成30年度八代市一般会計補正予算・第15号）
1. 議案第38号・専決処分の報告及びその承認について（八代市市税条例等の一部を改正する条例）
1. 議案第42号・八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正について
1. 議案第43号・消費税率改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
1. 議案第44号・八代市行政不服審査条例の一部改正について
1. その他
 - ・「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」議決の要請について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

（新庁舎建設について）

（特定個人情報等が記載された書類の紛失について）

（防災行政情報通信システムの整備について）

（光ブロードバンド整備について）

（沖町における場外車券売場について）

○本日の会議に出席した者

委員長 前川祥子君

副委員長 村川清則君
委員 大倉裕一君
委員 橋本隆一君
委員 古嶋津義君
委員 村上光則君
委員 村山俊臣君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長 佐藤圭太君
財務部次長 尾崎行雄君
財政課長 田中智樹君
主幹兼財政政策係長 米村寛樹君
理事兼新庁舎建設課長 松元真介君
新庁舎建設課長補佐 豊田浩市郎君
市民税課長 中田利一郎君
資産税課長 松川由美君
総務企画部
理事兼企画政策課長 福本桂三君
文書統計課長 加来康弘君
危機管理課長 廣兼和久君
情報政策課長 早木浩二君
市民環境部
理事兼市民活動政策課長 遠山光徳君
人権政策課長 宮川武晴君
市長公室
理事兼国際課長 嶋田和博君

○記録担当書記 上野洋平君

（午前10時00分 開会）

○委員長（前川祥子君） それでは皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第３５号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第２号（関係分）

○委員長（前川祥子君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第３５号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第２号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

まず、歳入等及び歳出の第２款・総務費について、財務部より説明願います。

○財務部長（佐藤圭太君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部、佐藤でございます。本日、総務委員会に付託されました議案につきまして、まず、議案第３５号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第２号の歳入及び歳出での総務費を尾崎財務部次長が説明いたします。

また、事件議案で予算の専決に係るもの、すなわち議案第４０号・平成３０年度八代市一般会計補正予算・第１５号の歳入を、同じく尾崎財務部次長が説明いたします。

そのほか、議案第３８号の事件議案及び条例議案の議案第４２号、議案第４３号、議案第４４号につきましては、関係各課長が説明しますので、よろしくお願いいたします。

○財務部次長（尾崎行雄君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の尾崎でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきたいと思います。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○財務部次長（尾崎行雄君） よろしく申し上げます。それでは、別冊となっております、議案第３５号・令和元年度八代市一般会計補正予算書・第２号をお願いいたします。

総務委員会付託分につきまして、まず歳入から説明いたします。よろしくお願いいたします。

１ページをお願いいたします。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第１条で、歳入歳出それぞれ３２億９０００万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ６４６億９９２０万円といたしております。

次に、第２条では継続費の補正を、第３条では地方債の補正をお願いしておりますが、内容は４ページから５ページに記載しておりますので、初めに４ページをお願いいたします。

第２表、継続費補正は歳出予算の補正に伴い、継続費の追加及び変更を行うものでございます。

まず、１の追加では、民俗伝統芸能伝承館（仮称）整備事業で１１億４６００万円を追加しており、令和２年度中の完成を目指しております。

次に２の変更では、新庁舎建設事業で、補正前の１３２億円に１億８０８０万円を追加し、補正後の総額を１３３億８０８０万円としております。

次は５ページをお願いいたします。

第３表、地方債補正は、歳出予算の補正に伴い、地方債の限度額の追加及び変更を行うものでございます。

まず、１の追加では、水産物供給基盤機能保全事業で７２０万円を追加しております。

次に、２の変更では、コミュニティセンター施設整備事業で補正前の２億７１４０万円に９１００万円を追加し、補正後の限度額を３億６２４０万円としております。

次の児童福祉施設整備事業では、２５３０万

円に4030万円を追加し、補正後の限度額を6560万円としております。

次の土地改良事業では、6330万円に270万円を追加し、補正後の限度額を6600万円としております。

次の道路整備事業では、8億6630万円に8760万円を追加し、補正後の限度額を9億5390万円としております。

次の公園整備事業では、1320万円に880万円を追加し、補正後の限度額を2200万円としております。

次の学校整備事業では、5050万円に1億790万円を追加し、補正後の限度額を1億840万円としております。

次の文化施設整備事業では、1億1080万円に4億1530万円を追加し、補正後の限度額を5億2610万円としております。

次の災害復旧事業では、53億8570万円に5420万円を追加し、補正後の限度額を54億3990万円としております。

詳しい内容はこの後、歳入の款22・市債で説明いたします。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

9ページをお願いいたします。

款11、項1、目1、節1・地方交付税で、1億508万7000円を計上しておりますが、これは、今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、款15・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金、節1・社会福祉費負担金で、5000万円を計上しております。これは、介護保険事業において、令和元年10月の消費税率改定に合わせて、段階的に低所得者の軽減強化を行うもので、軽減される第1号保険料分に対する国の負担金でございます。今回、国が2分の1の5000万、県が4

分の1の2500万円、市が4分の1の2500万円を計1億円を負担し、介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

次に、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で2417万5000円を計上しております。このうち地方創生推進交付金1750万円は、日奈久温泉を核とするヘルスツーリズムの構築に向けたマーケティング調査やターゲット分析等の調査を行うなど、ヘルスツーリズムに関する戦略の策定に対する補助金でございます。

また、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金667万5000円は、鏡コミュニティセンターのつり天井改修工事に対する補助金でございます。

次の目2・民生費国庫補助金、節2・児童福祉費補助金に8768万2000円を計上しております。このうち、保育所等整備交付金8503万9000円は、認定こども園の聖愛幼稚園において、経年劣化を含め老朽化が著しくなっているため、園舎改築に対する補助金でございます。

また、母子家庭等対策総合支援事業費補助金264万3000円は、令和元年11月分の児童扶養手当を受給する父または母のうち、未婚のひとり親に対して、臨時特別給付金を支給する補助金でございます。

10ページをお開きください。

次に、目4・土木費国庫補助金、節1・道路橋梁費補助金に、1億1830万6000円を計上しております。

まず、東西アクセス線改良事業の1630万5000円は、新牟田西牟田線の改良工事における用地購入費及び補償費に対する補助金でございます。

次の永碇町高島町線改良事業の2750万円は、現況の変則交差点を隣接する排水路とあわせて利便性を高める交差点改良工事に対する補

助金でございます。

次の有佐貝洲大江湖線改良事業の1864万5000円は、鏡中学校が隣接しているため歩道を含めた改良工事を行い、歩行者や自転車の安全・安心を確保し、人に優しい道づくりに対する補助金でございます。

次に、氷川高校前線改良事業の220万円は、狭隘な道路の利便性を高めるための拡幅工事に対する補助金でございます。

次に、橋梁長寿命化修繕事業の5365万6000円は、道路法により5年に1回実施することとされています橋梁の法定点検と橋梁長寿命化修繕計画に基づき、常時良好な状態に保つように行います工事等に対する補助金でございます。

次に、節2・都市計画費補助金に985万円を計上いたしております。まず、都市公園安全・安心対策緊急支援事業の645万円は、老朽化した都市公園の施設について、利用者の安全・安心の確保を図るため、トイレのバリアフリー化等に対する補助金でございます。

次の公園施設長寿命化対策支援事業の340万円も、同じく老朽化した都市公園の施設について、利用者の安全・安心の確保を図るための遊具改修に対する補助金でございます。

いずれも土木費国庫補助金は、防災・安全社会資本整備交付金の増額内示に伴い補正するものでございます。

次に、目5・教育費国庫補助金、節3・中学校費補助金に925万9000円を計上いたしております。これは、中学校プール耐震改修事業において、老朽化が著しい第二中学校プールの改修工事に対する補助金でございます。

次に、節5・社会教育費補助金に610万9000円を計上しております。これは、埋蔵文化財緊急発掘調査において、国史跡「八代城跡群、古麓城跡、麦島城跡、八代城跡」を構成する八代城跡北の丸の整備を進めるため、掘跡部

分の確認調査に対する補助金でございます。

次に、目6・商工費国庫補助金、節1・商工費補助金に2億700万5000円を計上いたしております。これは、プレミアム付商品券事業において、消費税、地方消費税率改定による所得の少ない方や子育て世帯の消費に与える影響緩和や本市における消費を喚起、下支えするために、所得の少ない方、子育て世帯主向けのプレミアム付商品券の販売を行うための経費に対する補助金でございます。

次に、款16・県支出金、項1・県負担金、目1・民生費県負担金、節1・社会福祉費負担金では、先ほど国庫支出金で説明いたしました、介護保険事業において、令和元年10月の消費税改定に合わせて、段階的に低所得者の軽減強化を行うもので、軽減される第1号保険料分に対する県の負担金として2500万円を計上いたしております。

11ページをお願いします。

項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管理費補助金で、くまもと版地方創生移住支援事業補助金として150万円を計上しております。これは、熊本県が計画している事業で、東京23区に在住または通勤している方が熊本県内に移住し、就業または起業する場合に移住支援金を支給するもので、熊本県内に73世帯の移住を想定した県の事業計画のうち、本市では2世帯分を予定しておりまして、その移住支援金に対する補助金でございます。

次に、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金では、10億7449万1000円を計上しております。まず、中山間地域等直接支払制度交付金の50万円は、農業生産条件の不利な中山間地域等で営農活動や地域活動に対する直接支払制度を実施しておりますが、近年、人材の確保、集落機能の強化や営農施設管理の省力化が喫緊の課題となっており、第4期対策から第5期対策への移行の際に、事業の継

続を断念する集落が増加している状況でございます。その移行を円滑に進めるために、国の補助メニューを活用してモデル的に加算し、支援するものでございます。

次の産地パワーアップ事業費補助金の450万円は、地域の営農戦略として定めた産地パワーアップ計画に基づき、意欲ある農業者等が、高収益な作物、栽培体系への転換を図る取り組みに必要な機械、機器のリース導入及び施設整備に係る経費の一部に対して補助されるものでございます。

次に、経営体育成支援事業補助金の1885万1000円は、人・農地プランに位置づけられている中心経営体等が融資機関からの融資を受けて、農業用機械、施設等を導入する際に補助金を交付するものです。今回は、担い手づくり支援交付金事業として取り組む鏡地区など、3地区6経営体に対する補助でございます。

次に、強い農業づくり交付金事業補助金の10億677万6000円は、八代地域農業協同組合が主体となって導入しますトマト及びイチゴ、トルコギキョウの栽培に要する低コスト耐候性ハウスやミニトマトの集出荷貯蔵施設の整備に対する補助でございます。

次に、攻めの園芸生産対策事業費補助金で1520万9000円を計上していきます。これは、気候温暖化や燃油、資材等の価格高騰といった厳しい状況下で産地間競争に打ち勝つ園芸産地の維持・発展を図るために、農業施設、機械、基盤整備等に対して補助されるものでございます。

次に、農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金で1266万1000円を計上しております。これは、近年の豪雨、台風等の多発と被害拡大を踏まえ、十分な耐候性がないと思われる農業用ハウスについて、災害による倒壊、損傷に備える補強に対して補助されるものでございます。

次に、畑作構造転換事業費補助金の841万2000円は、事業実施主体が取り組みます畑地における種子用バレイショ等の生産に当たり、省力化の推進や新技術の導入のほか、用途転換の促進、生産性向上のためのトラクターや自走式常用ピッカーの導入等に対する補助でございます。

次に、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金の758万2000円は、昭和第2排水機場の1号エンジンが故障したため、梅雨時期の湛水被害対策のために緊急で実施するエンジンの分解点検整備に対する補助でございます。

次に、節2・林業費補助金で市町村営林道点検診断・保全整備事業補助金として、391万5000円を計上しております。これは、山間地域の林道における管理橋梁4メートル以上でございますが、整備後、長期間が経過し、計画的なメンテナンスを行っていく必要があり、その長寿命化修繕計画の策定に対する補助でございます。

次に、節3・水産業費補助金で、水産物供給基盤機能保全事業交付金として800万円を計上しております。これは、大靫漁港が主要施設の整備後30年以上経過しており、老朽化が進んでいる状況であり、コスト縮減や平準化を図りながら計画的な機能保全工事を実施するための、詳細調査及び補修設計業務委託に対する補助金でございます。

次に、目8・教育費県補助金、節4・社会教育費補助金61万円は、先ほど国庫補助金で説明いたしました八代城跡群の埋蔵文化財緊急発掘調査に対する県補助金でございます。

12ページをお開きください。

項3・委託金、目1・総務費委託金、節1・総務管理費委託金44万6000円は、県の人権啓発活動地方委託事業を活用し、既に予算化しているいっそDEフェスタの事業規模を拡大して実施するための委託金でございます。

款１９・繰入金、項１・基金繰入金、目６、節１・ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金１５０万円は、熊本県が日本一のトマト生産量であり、本市も中心的な役割を担っておりますが、価格の低迷、資材、燃油の高騰等で農家経営は厳しい状況にあります。このような中、八代トマトの認知度を向上させるため、八代トマト・ミニトマトＰＲ事業実行委員会がＰＲドラマを制作し、それに要する経費の一部に活用するものでございます。

次に、款２１・諸収入、項４、目５、節８・雑入では、７億４２０６万５０００円を計上しております。

まず、自治総合センターコミュニティ助成金４１０万円は、泉まちづくり協議会がコミュニティ活動に使用する備品を整備する経費への助成金２５０万円と、八代校区住民自治協議会が、同じくコミュニティ活動に使用する備品を整備する経費への助成金１６０万円でございます。

次に、地域社会振興財団助成金の２０８万５０００円は、麦島住民自治協議会が行う麦島城地震崩壊４００年記念イベントの開催経費への助成金８０万円と、五家荘元気ドック事業として、五家荘地区に在住する６５歳以上の高齢者を対象とした介護予防事業の経費への助成金１２８万５０００円でございます。

次に、土地改良施設維持管理適正化事業交付金の１１８８万円は、平成３１年度に新規加入申し込みを行いました２地区のうち１地区が平成３１年度の実施地区となりましたので、施設整備に要する経費に対する交付金でございます。

次に、プレミアム付商品券販売収入の７億２４００万円は、先ほど国庫補助金で説明いたしましたプレミアム付商品券の販売に伴う販売収入でございます。

１３ページをお願いします。

続きまして、款２２、項１・市債、目１・総務債、節１・総務管理債では、９１００万円を計上しております。これは、コミュニティセンター施設整備事業でございますが、国庫支出金で説明しましたように、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金６６７万５０００円を活用して行う鏡コミュニティセンターの改修工事のうち、つり天井改修工事について補助対象経費から国庫支出金を差し引いた額に充当率９５％を乗じた２２１０万円の合併特例債を予定しております。残る空調設備改修工事につきましては、充当率１００％で６８９０万円の緊急防災・減災事業債を予定しております。

次の目２・民生債、節１・児童福祉債では、４０３０万円を計上しております。これは、私立保育所施設整備事業でございますが、国庫支出金で説明いたしました認定こども園の聖愛幼稚園において、経年劣化を含め老朽化が著しくなっているため、園舎改築に係るものでございます。補助対象経費から国庫支出金を差し引いた額に充当率９５％を乗じたもので、合併特例債を予定しております。

次に、目４・農林水産業債、節１・農業債では、２７０万円を計上いたしております。これは、農業水路等長寿命化・防災減災事業でございますが、県支出金で説明いたしました昭和第２排水機場の１号エンジンが故障したため、梅雨時期の湛水被害対策のために緊急で実施するエンジンの分解点検整備に係るものでございます。補助対象経費から県支出金を差し引いた額に充当率９０％を乗じたもので、一般補助施設等整備事業債を予定しております。

次の節３・水産業債では、７２０万円を計上いたしております。これは、水産物供給基盤機能保全事業でございますが、県支出金で説明いたしました大鞘漁港が主要施設の整備後３０年以上経過しており、老朽化が進んでいる状況であり、コスト縮減や平準化を図りながら計画的

な機能保全工事を実施するための詳細調査及び補修設計業務委託に係るものでございます。補助対象経費から県支出金を差し引いた額に充当率90%を乗じたもので、公共事業等債を予定しております。

続きまして、目6・土木債、節1・道路橋梁債では、8760万円を計上いたしております。これは、市内一円道路整備事業でございますが、国庫支出金で説明いたしました、まず、東西アクセス線改良事業の新牟田西牟田線は、補助対象経費から国庫支出金を差し引いた額に充当率95%を乗じたもので、合併特例債1270万円を予定しております。残る永碓町高島町線ほか2路線の改良事業につきましては、補助対象経費から国庫支出金を差し引いた額に充当率90%を乗じたもので、公共事業等債3550万円を予定しております。また、橋梁長寿命化修繕事業につきましても、補助対象事業から国庫支出金を差し引いた額に充当率90%を乗じたもので、公共事業等債3940万円を予定いたしております。

次に、節4・都市計画債では880万円を予定しておりますが、国庫支出金で説明しましたトイレのバリアフリー化等の都市公園安全・安心対策緊急支援事業に係るもので580万円、遊具の改修など公園施設長寿命化対策支援事業に係るもので300万円、いずれも補助対象経費から国庫支出金を差し引いた額に充当率90%を乗じたもので、公共事業等債を予定しております。

次の目8・教育債、節2・中学校債では、1億790万円を予定いたしております。これは、学校プール耐震化事業でございますが、国庫支出金で説明いたしました老朽化が著しい第二中学校プールの改修工事に係るものでございます。補助対象経費から国庫支出金を差し引いた額に充当率95%を乗じたもので、合併特例債を予定いたしております。

次の節3・社会教育債では、4億1530万円を計上いたしております。これは、市内各無形民俗文化財保存団体においては、ユネスコ無形文化遺産に登録された八代妙見祭を初め、その收藏、展示施設の確保が喫緊の課題となっていることから、文化財の保存・継承、各保存団体の交流促進、クルーズ船利用者等のインバウンド需要等に対応するための拠点として整備する民俗伝統芸能伝承館（仮称）建設事業に係るものでございます。充当率95%の合併特例債を予定しております。

次に、目9・災害復旧債、節1・その他公共・公用施設災害復旧債では、5420万円を計上いたしております。これは、新庁舎建設災害復旧事業として、新庁舎建設に伴う工事監理業務委託及び外構工事実施設計業務委託に係るもので、充当率100%の一般単独災害復旧事業債を予定しております。

以上が歳入の説明でございます。

引き続きまして、総務費の歳出を説明いたします。

14ページをお願いいたします。

款2・総務費、項1・総務管理費、目5・企画費では690万円を計上いたしております。

まず、定住促進対策事業の200万円は、先ほど県支出金で説明しましたとおり、東京23区に在住または通勤している方が熊本県内に移住し、就業または起業する場合に移住支援金を支給するもので、本市では2世帯分を予定しております。なお、特定財源としまして、県支出金150万円を予定しております。

次に、自治総合センターコミュニティ助成事業として、410万円を計上いたしております。内訳は、先ほど諸収入で説明しましたとおり、泉まちづくり協議会がコミュニティー活動に使用する備品を整備する経費への補助金250万円と、八代校区住民自治協議会が、同じくコミュニティー活動に使用する備品を整備する

経費への補助金160万円でございます。なお、特定財源としまして、全額諸収入を予定しております。

次の地域活性化センター地域イベント助成事業80万円も、先ほど諸収入で説明しましたとおり、麦島住民自治協議会が行う麦島城地震崩壊400年記念イベントの開催経費への補助金でございます。なお、特定財源として全額諸収入を予定しております。

次に、目8・人権啓発費で、男女共同参画啓発事業として44万6000円を計上しております。これも、県支出金で説明しましたが、既に予算化しているいっそDEフェスタの事業規模を拡大して実施するための委託金でございます。なお、特定財源としまして全額県支出金を予定しております。

次に、目9・コミュニティセンター費で、コミュニティセンター施設整備事業として9890万円を計上しております。これも、国庫支出金と市債で説明しましたが、鏡コミュニティセンターのつり天井と空調設備の改修工事を予定しております。なお、特定財源としまして、国庫支出金667万5000円と市債9100万円を予定しております。

次に、目12・市庁舎建設費で、新庁舎建設事業として5424万円を計上しております。これも市債で説明いたしましたが、新庁舎建設に伴う工事監理業務委託及び外構工事実施設計業務委託でございます。なお、特定財源としまして市債5420万円を予定しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本隆一君） 質疑というかお尋ねなんですけども、定住促進対策事業、東京23区から八代市に定住、移住を希望される方の要件

というか、もともと八代の方、——例えば、高校卒業して東京に行って、ずっと住んどったけど八代に帰ってくるという、そういう方も対象になれるんですか。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）企画政策課の福本です。お答えします。

特に八代に住んでいた方という要件ではございません。あくまでも、東京23区に5年以上在住、通勤した方がこちらに移住された場合に該当するということになってきます。

以上です。

○委員（橋本隆一君） 確認ですが、逆に、親がここに、八代にいてですね、自分が親と別にこっちに住んで起業したいという、そういう方も対象にはできるという理解でよろしいんですか。全くこっちに縁故関係もなく東京におる方が、どっか田舎で起業したいと思った方が八代を選んでくれるという、そういう考えなんですか。どちらなんですか。どちらでもいいんですかね。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 特に、八代という要件というのはありませんで、こちらにゆかりのない方も該当するということになっています。

○委員（橋本隆一君） はい、わかりました。済みません、理解できました。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） 関連して、就業または起業する場合にてあるんですけども、今回の場合はどちらになるんですか。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 済みません。ただいまの質問ですけども、今回の移住支度金の部分ですけども、これは就業のみに限られております。

○委員長（前川祥子君） ほかにありません

か。

○委員（古嶋津義君） 3点ほどお尋ねをいたします。

まず、橋本委員からちょっとありましたが、定住促進対策事業の、その2世帯を選定をされた、その経緯についてお尋ねを。

それと2点目が、コミュニティ助成事業であります泉、八代校区、それぞれ事業の概要、どういう事業をされるのか、また、設置場所等について伺います。

それと3点目が、地域活性化センター対象地域は、これは麦島地区だけに限定ということでしょうか。

その3点をお尋ねします。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） まず、移住支援金についてお答えいたします。

移住支援金につきまして、この2名というのがですね、今回、熊本県で想定しております人数がございまして、その人数に沿って、八代で受け入れられる数を今回2名として、今、予定として上げているものでございます。熊本県の中でのある程度の想定というのがありまして、その中で八代市を2名として想定しているものでございます。

今後、増減するかと思いますけれども、ふえた場合にはまた、3月の補正等をお願いする場合もでございます。

以上です。

○理事兼市民活動政策課長（遠山光徳君） おはようございます。市民活動政策課の遠山でございます。よろしくお願いいたします。

古嶋議員お尋ねの2点でございますが、まず1点目ですが、コミュニティ助成事業のほうでございます。まず、泉のほうの事業概要でございますけれども、アルミステージを購入をされるということでございます。これにつきましては、短時間で組み立てることができるということでですね、広大な面積を要するものでは

ら、そちらにつきまして、もちろんコミュニティセンターはもちろんです、五家荘地区、その他で利用するというふうに聞いております。

八代校区の分でございますけれども、校区イベントで使用する野外テントと放送用の音響設備、会議等で使用するプロジェクター等、災害時も利用できるようなものになっておりますので、設置場所といたしましてはコミュニティセンターに限定されるものではございません。

もう1点でございますが、地域イベント助成のほうでございますが、今回につきましては麦島校区限定ということになります。

以上でございます。

○委員長（前川祥子君） よろしいですか。ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 5ページの第3表、地方債補正をお尋ねします。

変更が今回、数項目増額ということで上がっておりますけれども、地方債の補正の説明のところでは、市債で詳しく説明をしますということだったんですが、市債の支出の部分聞いてとっても、ちょっと内容が把握できませんでした。なぜ増額ということになったのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○財務部次長（尾崎行雄君） 今回、先ほど説明した中に、道路関係については補助内示の増に伴って増額になったというのと、それぞれの事業費の歳出の増に合わせた増額分でございます。例えば、この5ページの上のコミュニティセンターですね、こちらにつきましては鏡のコミュニティセンター分なんですが、そちらのつり天井の改修に国の補助とその裏に起債を借りる予定というのと、あと、空調関係が老朽化しておりますので、そちらの分の改修に要する経費についての起債分ということで説明させていただきました。

次の児童福祉施設整備事業につきましてはですね、聖愛幼稚園、こちらが園舎が老朽化して

いるということで、園舎改築に要する経費に対する起債分でございます。

次の土地改良事業も、そのような感じの説明でよろしいでしょうか。

○委員（大倉裕一君） そこはさっきも説明がされたと思うんですが、事業というのは、もともと計画をした事業があって、それに対して予算ば上げてあったと思うとですよね。だけど、その事業の予算の中の市債が大きくなるとるわけじゃないですか。その市債の部分の限度額が、なんで大きくなったかかと、変更になったかかかというところを聞きたかったですよね。

○財政課長（田中智樹君） 田中です。

今回のそもそもの地方債の補正が、当初予算では間に合わなかった補助等内示が追加で交付されたとか、当初予算までには内示が来なかった分ですね。その部分がほとんどでございます。ほかにもありますけども、ほとんどの内容がそのような形での事業で、これまで当初予算でつけていました事業内容が拡大したという部分ではなくて、新たな事業について、補助内示資料がついて、この補助額の裏で起債等を活用したという意味合いでございます。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 何となくわかりましたけど、今後の個人的活動の中で少し勉強したいというふうに思います。

継続費のほうで変更ということで、新庁舎建設事業1億8000万円の追加があつてますですね。これについても具体的な説明というのはなかったかなというふうに思っておりますけど、この1億8000万円追加になったのは、何が追加になっているのかというところをお聞かせいただいていいですか。

○理事兼新庁舎建設課長（松元真介君） おはようございます。新庁舎建設課の松元です。

ただいまのですね、内容なんですが、工事監理業務委託に関しましては、令和元年度から令

和3年度まで3カ年ということで、3カ年で1億3900万、そして外構設計の部分で、令和元年と令和2年の2年間分で4180万ということで、合計1億8080万ということでございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） 理解をしたいと思いますが、3月の当初予算の中では間に合わなかったということで、庁舎建設については132億の継続費が、一般質問の終わった後に急いで精査をして出しましたというようなお話だったんですよね。で、今にも請負契約を出したいような、そういう勢いで出されてきたかなというふうには思うとですけども、この工事監理費が抜けとったということなんでしょうか。そもそも入っていない状態で提案をしたんですよと。6月議会でこの工事監理費については提出を予定しておったということなんでしょうか。

個別に、小出し小出しになってるような気がして、非常にわかりづらいんですね。この前、3月のときには、入札に関係があるからということで、詳細については報告を控えさせてくれというような執行部からの説明でした。議会のほうとして、私は予算を認める以上、その内容をですね、説明してほしいということをお願いしましたが、どうしてもそこは入札に関係があるということで理解を得ることができなかったわけですけども、精査をする委員会としても、このあたりがですね、内容を出されないと、こういった金額が抜けているのかどうかといったところもですね、確認ができていかないというところも御理解をいただきたいというふうに思っています。その点について、答弁があればお願いをしたいと。

○財務部長（佐藤圭太君） 本体工事の建設費については、今、議員おっしゃるとおり、金額の精査がですね、何とかぎりぎり3月議会に間に合わせることができ、追加提案という形で議

会承認をいただいたところです。

今回、工事監理業務委託につきましては、本体工事費がですね、通常の公共工事と比べてですね、とても多額であることと委託費は本体工事費を承認いただくことが前提の予算でございまして、今回事業の進捗に合わせて本体工事を承認していただいた後に、今回、6月議会に計上したということでございます。

以上です。

○委員（大倉裕一君） それぞれの見方はあるかと思えますけれども、今の執行部のいろんな説明という部分でいくとですね、私は非常にわかりづらいんですよ。内容的に小出しされているっていう、さっき言いましたように、小出しされている感が否めませんし、これからどういったところが、どれぐらいの予算で出てくるのか、債務負担行為の部分の設定をされていませんで、162億8000万がさらに膨れるんじゃないかというような、そういう心配もですね、私も思ってますし、市民の方からもたくさん声をいただいています。ですので、そのあたりは執行部のほうもですね、説明をどういうふうにしていったら市民にも理解をしていただけるのか、そういったところをしっかりと検討しながら、予算の確保と提案っていうんですか、議会への上程というものを考えていただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（前川祥子君） 今のは意見ということで。

○委員（大倉裕一君） 意見で、はい。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） いっそDEフェスタはうちじゃなかったですね。

○委員長（前川祥子君） いっそDEフェスタは、はい、うちではありませんですね。

うちですか、失礼しました。

○委員（大倉裕一君） いっそDEフェスタなんですけれども、事業規模を拡大ということでお聞きをしているわけですが、具体的にどういった内容になるのでしょうか。

○人権政策課長（宮川武晴君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）人権政策課、宮川でございます。よろしくお願いいたします。

委員お尋ねのいっそDEフェスタ、当初計画でございますが、もともとはですね、講師謝礼、印刷製本費、会場使用料、あとは運営に伴います消耗品等々でですね、71万円を、当初でお願いをしておりました。

今回拡大いたします44万6000円につきましては、主には講師謝礼、こちらのほうの増額を考えてございます。有名な、著名な方ですとですね、やはり講師の謝礼が高くなるというようなところがありますので、今回は少しこう、何かメジャーな方をお呼びして、いっそDEフェスタ開催できればなと思っております。

それに伴います広告費ということで、印刷製本費の増額ということで、合わせまして40万ですね、増額でございます。

以上でございます。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ次に、質疑を終了して、意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 済みません、訂正です。

先ほど移住支援金の中で、起業支援というの

は今回入らないということで申し上げましたけれども、起業支援の需要も含めるということになってきます。熊本で起業する起業者に対して、起業する支援金の支給、起業のための支援も行うということになってきております。

以上です。

○委員長（前川祥子君） 今のに対して、委員から何かありませんか。よろしいですか。

○委員（村川清則君） 具体的に起業される方が、移住してこられるということですか。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） そうでございます。起業者が移住した場合も、支給の対象となります。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） それでは採決いたします。

議案第35号・令和元年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れかわりのため小会いたします。

（午前10時49分 小会）

（午前10時51分 本会）

◎議案第40号・専決処分の報告及びその承認について（平成30年度八代市一般会計補正予算・第15号）

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第40号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第15号に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財務部次長（尾崎行雄君） 引き続き、座らせて説明させていただきたいと思います。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○財務部次長（尾崎行雄君） 議案書の21ページをお願いいたします。

議案第40号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

内容は、平成30年度八代市一般会計補正予算書・第15号で、3月定例会後に繰越明許費の変更並びに起債限度額の変更などを行う必要から、平成31年3月29日に専決処分を行ったものでございます。

それでは、25ページをお願いいたします。

第1条、歳入予算の補正でございますが、歳入予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、第1表、歳入予算補正によるといたしております。

また、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては26ページから27ページの表で説明いたします。

それでは、26ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正でございますが、款5・農林水産業費、項1・農業費の農地耕作条件改善事業で53万7000円の増額を行っておりますが、これは、南部土地改良区が実施している日奈久4地区の耕作条件改善事業の一部が、作付計画変更により年度内の完了が困難となったことなどから、繰越明許費を増額したものでございます。

27ページをお願いします。

第3表、地方債補正でございますが、防災基盤整備事業において限度額を増額しております。詳しい内容は、後ほど歳入款21・市債で説明します。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

30ページをお願いいたします。

款10、項1、目1、節1・地方交付税で40万円を減額しております。これは、今回の補正予算の一般財源が減額となりましたので、地方交付税で調整したものでございます。

次に、款21、項1・市債、目6、節1・消防債で40万円を増額しております。これは、Jアラート施設整備事業について、防災対策事業債で借入を予定しておりましたが、交付税措置が優遇されている緊急防災・減災事業債での借入が可能となりましたので、Jアラート施設整備事業の一部事業費130万円について、市債充当率が75%から100%へ変更となり、市債が90万円から130万円に40万円増額するものでございます。

以上が歳入の説明でございますが、歳出はございませんので、これで説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第40号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第15号に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本件は承認されました。

◎議案第38号・専決処分の報告及びその承認

について（八代市市税条例等の一部を改正する条例）

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第38号・八代市市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○市民税課長（中田利一郎君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民税課の中田です。よろしくお願いいたします。座りまして説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案書の3ページをお願いします。

議案第38号の専決処分の報告及びその承認についてでございます。

提案理由でございますが、専決処分した事件については、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があることから提案するものです。

4ページをお願いします。

専決第1号・専決処分書でございます。

内容は、八代市市税条例等の一部を改正する条例でございます。

5ページから16ページまでは、改正規定が記載されておりますが、改正内容の主なものにつきましては、お手元に配付しております、右上に議案第38号関係資料1と書いてあります資料にて御説明させていただきます。

専決の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、八代市市税条例におきましても必要な改正を行い、3月29日付で専決処分したものでございます。

改正の内容につきましては、市民税に関するものは私のほうで、資産税に関するものは、この後、松川資産税課長より御説明いたします。

市民税の主なものとしまして、個人市民税が3点、法人市民税が1点、そして、軽自動車税の2点について御説明いたします。

まず、個人住民税関係の1、特例控除対象寄附金でございます。これは、いわゆるふるさと納税についてでございます。過度な返礼品を送付する一部の地方公共団体にふるさと納税が集中する状況が見られたため、本来の趣旨に沿った制度となるよう見直しされたものです。

ふるさと納税の対象自治体を、寄附金を適正に募集する地方公共団体、そして、返礼品は寄附金額の3割以下で地場産品とすることなどを条件として総務大臣が指定することになり、令和元年5月15日に指定団体の告示がなされ、6月1日に指定されたところでございます。

参考までに、八代市も指定されております。

続きまして、2番目の住宅取得控除期間延長についてでございます。

消費税率10%が適用される住宅を取得し、令和元年10月1日から令和2年12月31日まで、ことしの10月1日から来年の12月31日までに入居した場合に、住宅借入金等特別控除——いわゆる住宅控除、ローンの控除期間を、10年から13年へ3年間延長することとなりました。これに伴い、所得税額から控除し切れない分を、個人住民税額から控除する期間も延長され、控除する額については現行と同じく課税総所得金額等の7%、最高13万6500円の範囲内で控除いたします。

3点目、個人住民税の非課税範囲の拡大についてでございます。これは、近年、未婚によるひとり親家庭が増加している中、子供の貧困に対応するため、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対し、事実婚状態ではないことを確認して支給される児童扶養手当を受給し、前年の、——これは、来年の令和2年の合計所得金額が135万円以下のひとり親も、令和3年度分の個人住民税が非課税となります。

続きまして、2ページをお願いします。

法人市民税関係でございますが、大規模法人、これは、資本金1億円以上については平成

30年度の税制改正で電子申告、いわゆるeLTAXによる申告が義務化されましたが、電気通信回線の故障や災害、その他の理由により処理することが困難な状態になったときには、地方団体の長の承認を受けて、書面による申告ができるようになりました。

次に、軽自動車税関係についてでございます。

まず、グリーン化特例の延長でございます。軽自動車税の税額見直しに伴い、環境性能にすぐれた軽四輪車等の普及を促進するため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた軽四輪車等について、平成28年度分の軽自動車税に限り、燃費性能に応じて税率を75%、50%、25%軽減をするグリーン化特例が導入されました。

その後、平成29年度から平成31年度へ延長されていましたが、本年10月からの消費税10%への引き上げに伴い、令和3年度までは現行と同じく75%、50%、25%の3段階による軽減を行います。令和4年度から令和5年度までは、現在75%を軽減している電気自動車、燃料電池自動車のみを軽減することになります。

次に、2の環境性能割の税率の見直しについてです。これは、平成28年度の税制改正において、自動車関連税制の合理化の一環として、自動車取得税を廃止し、自動車税の種別割と環境性能割とすることとし、そのうち軽自動車に係る環境性能割は、市町村税とされました。その税率は2%として本年10月1日から施行される予定でしたが、今回の改正で軽自動車の税率を2%から1%へ引き下げられることとなりました。

以上が市民税に関する主な改正点でございます。

○資産税課長（松川由美君） 資産税課、松川でございます。

それでは引き続きまして、資産税に関する内容について着座で御説明させていただきます。

今回の資産税に関する主な内容といたしましては1点でございます。

資料はその下、資産税課所管分①熊本地震の被災住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充のところになります。

住宅用地に係る固定資産税の課税標準については、住宅用地特例というものが適用されております。地方税法でうたっておりますが、住宅が建っている土地の課税標準額については、200平方メートルまでは価格の6分の1、それ以上の土地については、家屋の床面積の10倍までを上限に価格の3分の1とするというものでございます。

したがって、家の解体などを行った場合、この特例が外れ、税額に影響が出てくるということになります。所有者の意向により解体し、結果特例が外れるというのであれば仕方ないかと思われかもしれませんが、災害等に見舞われたことにより家屋を損壊し、やむなく解体しなければならなくなったというような場合もございます。そのような際の支援策として、災害等により家屋が滅失、損壊した場合にあっては、それまでその特例の適用を受けており、かつ市町村長が認めるものについては、被災住宅用地に対する特例として、2年度分住宅用地とみなして同様の住宅用地特例を適用すると、地方税法で別途規定をしております。

平成28年熊本地震についても、この被災住宅用地特例が適用されておりましたが、昨年度末、平成30年度末をもちまして、2年度という期限が到来してしまいました。資材の高騰や建設業界における労働力不足もあり、被災家屋は解体したものの、住宅再建にまでこぎつけていないという世帯が存在しているのが実情でございます。

このような状況を鑑みまして、熊本県や市長

会などから、特例の延長について、国に対して要望していたところでございますが、今回の税制改正で令和2年度までの2年度分、引き続きこの被災住宅用地特例を適用する旨、条文追加がなされております。

今回の市税条例改正は、この新たに追加された特例適用を受けようとする場合の申請書等について明記したものでございます。

ちなみに、本市における今回の被災住宅用地特例の適用件数等でございますけれども、適用されます納税義務者数は152名になります。筆数にしますと271筆でございます。影響額としましては610万円ほどになるかというところでございます。

以上が今回の地方税法改正におけます資産税に関する主な内容でございます。御審議方よろしく願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（古嶋津義君） ふるさと納税についてですが、（聴取不能）がマスコミ等をにぎわしましたが、本市におきましては地場産品というのはどういうのが可能でしょうか。

それと、ちなみに昨年の納税額についてお尋ねをさせていただきます。

○委員長（前川祥子君） 地場産品ということですが、わかる範囲で、お答えできる範囲でよろしいですが、どなたかありますか。

○財務部次長（尾崎行雄君） お世話になります。

地場産品ですね、イグサの畳表ですね、そちらの100万コースから段々にあるんですが、だったり、あとですね、塩トマトでロイヤルセレブという商品が、糖度10度以上があるんですけれども、そういったもの、あと、バンペイユとか。バンペイユにつきましてはですね、果物そのものに加えまして、マキシトとい

うカクテルとかにも使えるようなやつとか、お風呂に入れる香りですね、そういった商品までいろいろございます。

○委員（古嶋津義君） 納税額は、去年の。

○委員長（前川祥子君） ちょっと待ってください。いま一度、よろしいですか。

○委員（古嶋津義君） 質問はさっきしてあります。

○委員長（前川祥子君） よろしいですか。

○財務部次長（尾崎行雄君） あとですね、30年度につきましては、寄附額総額が約3億を超えました、ようやくですね。そのような状況でございます。

○委員（古嶋津義君） 約ですね。

○財務部次長（尾崎行雄君） 3億、——ちょっと済みません、細かい数字まではわかりません。

○委員（古嶋津義君） 2点目ですが、地震による被災地住宅に係ります特例措置が平成30年度で期限が来たということで、更地になしてある分が、家を建てれば今後2年間は拡充されるということですが、2年間たってまた建たなければ、6倍になるんですかね、税率は。

○資産税課長（松川由美君） 通常でございましたら評価額の7割程度が課税標準額になりますので、6分の1とかでしたら0.16とかでしたので、それが0.7掛けになりますので、4倍強ぐらいにはなろうかと思えます。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○財務部次長（尾崎行雄君） 済みません、先ほどの寄附額について訂正させてください。

決算後を迎えてですね、ちょっと申し込みがあった金額から実際に入金がなかった分がございまして、それで3億を若干切ったということです。申しわけございません。

○委員長（前川祥子君） ほかにありません

か。

○委員（大倉裕一君） 資産税分については影響額という話があったんですけど、軽自動車税関係ですね、こちらのほうはどんな感じでしょうか。かなり軽自動車の普及がふえておりまして、将来的に購入した分ということもありますので、なかなか想定もしづらいかとは思いますが、どういった感触をお持ちでしょうか。

○市民税課長（中田利一郎君） 軽自動車税につきましては、今から今後、購入されたりしてきますことから、予想はちょっとつかないんですけど、ただ現状としましては、50%軽減、25%軽減、これがなくなっていくのと、あと、電気自動車というふうに限定されておりますので、実際今、八代ではその75%軽減というのが登録されておられません。今後は逆に台数がふえていけば、自然とある程度ふえていくのかなと。

それと、12年だったですかね、経過したほうはまた税額が上がりますので、そういったところの影響もあるかと思えます。今後は若干現状維持から少しはふえていくのかなというふうに見込んでおります。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） ないようでしたら、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第38号・八代市市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(前川祥子君) 挙手全員と認め、本件は承認されました。

執行部入れかわりのため小会いたします。

(午前 11 時 13 分 小会)

(午前 11 時 14 分 本会)

◎議案第 42 号・八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正について

○委員長(前川祥子君) 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第 42 号・八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼国際課長(嶋田和博君) 皆さん、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 国際課長の嶋田でございます。座らせていただき御説明申し上げます。

○委員長(前川祥子君) どうぞ。

○理事兼国際課長(嶋田和博君) 議案書の 43 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 42 号・八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正について御説明申し上げます。

これは、新たに国際課のほうにですね、国際交流員を配置することに伴いまして、報酬等が生じますことから、関係条例の改正を行うものでございます。

次の 44 ページをお開きいただきたいと思います。

八代市報酬及び費用弁償条例中ですね、別表第 1 というのがございます。これは、特別職の職員の報酬を規定するものでございますが、こちらに国際交流員、予算の範囲内で市長の定める額というのを追加するものでございます。

また、別表第 2 の 2 の中で、これは特別職の職員が公務のため旅行するときの費用弁償条例を規定するものでございますが、こちらにも国際交流員を追加するものでございます。

この条例は令和元年 7 月 29 日から施行することとしております。

次に、お手元に 1 枚物で国際交流員招致事業についてという A4 のペーパーが配付してございます。あると思いますが、今回初めて国際交流員を採用するということもございまして、簡単に国際交流員 C I R について御説明申し上げます。

これはですね、J E T プログラムというものに基づくものでございまして、語学指導等を行う外国青年招致事業を言います。外国青年を招致し、地方自治体等で任用することで、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る事業とされております。

その種類としましては、よく知られております外国語指導助手、いわゆる A L T でございすけれども、本年の 4 月時点で教育委員会のほうに 12 名の配置がなされております。この A L T につきましては、教育委員会や公立・私立学校で所属長や校長の指示を受け、外国語担当指導主事または外国語教員等の助手として職務に当たることとなっております。

一方、国際交流員、いわゆる C I R につきましては、地方公共団体の国際交流担当部局等で所属長の指示を受け、主に国際交流活動に関する職務に従事するとされております。

この招致の仕組みについては、総務省や外務省、文部科学省、自治体、国際化協会、いわゆる C L A I R などの協力のもとに実施されております。

今回、国際交流員を新たに招致することとなった理由でございまして、米国出身の青年 1 名を招致し、国際交流員として配置することによりまして、地域レベルの国際交流の進展や語学教育の充実、海外との経済交流の促進を図ろうというものでございます。

具体的には、招致した国際交流員による企画、立案によるですね、多文化共生講座や交流

イベントの開催、関係課かいへの通訳・翻訳の言語支援、トップセールスやレセプションの通訳対応、親子で学ぶ英会話教室等の実施を通じまして、本市の国際化の推進に寄与しようというものでございます。

任用期間につきましては1年ごとの更新でございまして、本年は令和元年8月5日から来年の8月4日までの1年間とし、最長5年間の任用が可能となっております。

報酬につきましては、1年目月額28万円、年額にしますと336万円となります。

条例の改正は先ほど申し上げたとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（古嶋津義君） 事業については国際化ということで、その流れの中で理解はします。ALTとは、——外国語指導助手とは根本的に違うということも理解をいたしました。

ただ、この国際交流員、新規に採用されるということではありますが、これに書いてありますように、関係課かいの通訳・翻訳の言語支援とありますが、日本語も堪能ということで理解をしてよろしいんですか。

それと2点目は、外国語指導助手との報酬の差額といいますか、どれぐらいあるのでしょうか。

それと、雇用されるとなると、住まいが要ると思いますが、その辺のところを報酬の中から出されるんですか。その3点。

○理事兼国際課長（嶋田和博君） 1点目が、何だっけ。

○委員長（前川祥子君） 日本語が堪能かどうか。

○理事兼国際課長（嶋田和博君） 国際交流員につきましてはALTと違ひまして、直接市民

と交流するような場面が非常に多くなりますので、採用に当たってはですね、日本語のレベルは日本語検定のN2以上のレベルということでございます。（委員古嶋津義君「もう1回」と呼ぶ）

日本語能力検定というのがございまして、N1が高いレベルで、N5まであります。その中でN2以上ということで、このレベルと申すのは、日常会話には何ら問題がなく、より幅広い分野での会話についても一定程度の理解ができることということでされておりますので、そういった意味では日本語は堪能というふうに言えると思います。

それと、ALTとの報酬の部分についてはですね、全く同額の扱いとなっております。

あと、最後に住まいの件についてですが、国際課に配置をするということもありますので、この支所周辺でですね、こちらのほうでアパート等、あと、一部の備品等を買そろえるということになりますが、家賃については市が支払いまして、その一部負担金として月額3万5000円徴収することとしております。

○委員長（前川祥子君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（橋本隆一君） 青年1名ということで、年齢的にはどれくらいが青年までというふうになるんですか。

○理事兼国際課長（嶋田和博君） そうですね、済みません、その規定は定かではありませんが、おおむね40歳程度までということだと思います。

ただ、今回ですね、本市のほうに採用しますのは、既に内定が来ておりまして、今月大学卒業予定のアメリカのバージニア州の女性の方ということになっております。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） ありませんか。

なければ、これより採決いたします。

議案第42号・八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第43号・消費税率改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第43号・消費税率改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○文書統計課長（加来康弘君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）文書統計課の加来でございます。

議案第43号・消費税率改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明いたします。恐れ入りますが、座って説明いたします。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○文書統計課長（加来康弘君） お配りしております消費税率改定に伴う使用料等の改定について、この資料をもとに説明いたします。

1項目目の消費税率の改定につきましては、皆様御承知のとおり、令和元年10月1日から消費税率が現在の8%から10%に引き上げられる予定となっております。この消費税率改定に合わせまして、使用料等を改定するものでございます。

次に、2項目目の使用料等の算定方針でござ

いますが、原則としまして①に記載しておりますとおり、税抜き額に税率10%を乗じて得た額に改定することといたします。ただし、税抜き額からの算定によれない場合につきましては、②に記載しておりますように、消費税率5%時の額に105分の110を乗じて算定し、①、②のいずれにもよれない場合には、③に記載しておりますとおり、消費税率8%時の額に108分の110を乗じて算定することといたしております。

なお、その際に端数処理につきましては、利用者の利便性や取り過ぎ防止の観点から、括弧書きのとおり、原則として10円未満の端数は切り捨てることとしております。

次に、3項目目の関係条例の取りまとめでございますが、ただいま申しました引き上げの算定方法や端数処理の方針を示した上で、本年4月に各課に照会をしまして、最終的に23の課から合計60本の条例を改正するとの回答を得ております。

今回、文書統計課のほうで整備条例として取りまとめて提案したところでございます。

ちなみに、前回の消費税率改定は、平成26年4月1日に5%から8%に改正されておりますけれども、その際の使用料等の改正につきましては、やはり整備条例により48本の条例を改正しております。

次に、4項目目の経過規定でありますが、施行日は令和元年10月1日としており、②に記載しておりますとおり、令和元年10月1日以降に使用されるものに新料金を適用いたします。ただし、③に記載しておりますとおり、10月1日以降に使用するものでも、条例公布の日よりも前に許可されたものにつきましては、現行の料金を適用することとなります。

なお、④に記載しておりますとおり、条例の公布の日以後に許可をされたもので、10月1日以後の使用料を10月1日より前に納付され

る場合には、改訂後の使用料を徴収することといたしております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 国の方策というんですか、法の改正ということで、仕方のなかとかなというところもあるとですけども、市民の負担の増という地点で考えればというところなんですけど、そのまま消費税アップ分を料金引き下げというような形で対応することも考えられないこともなかったのではないかなというふうに思うんですけど、そのあたりは御検討されておりますでしょうか。検討されていたら、どういう結果であったかというところをお聞かせいただければと思います。

○主幹兼財政政策係長（米村寛樹君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財政課、米村です。

消費税の改正につきまして、他市の状況もお伺いしましたところ、5%から8%に改定をしたときには、余り上げられなかった自治体も幾つかあったんですけども、今回の改正ではおおむね他市のほうでも上げられるということです。

あと、金額に関しましては、本年度、令和元年度だけでいいますと、約1600万程度の増額を見込んでおります。歳出のほうでも消費税の増額分は歳出に出すものですから、財源として確保したいということもありまして、八代市のほうでも増額することとしております。

以上です。

○委員長（前川祥子君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第43号・消費税率改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第44号・八代市行政不服審査条例の一部改正について

○委員長（前川祥子君） 次に、議案第44号・八代市行政不服審査条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○文書統計課長（加来康弘君） 引き続き、議案第44号・八代市行政不服審査条例の一部改正につきまして説明いたします。座って説明いたします。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○文書統計課長（加来康弘君） お配りしております委員会資料で行政不服審査条例の一部改正について、2枚のこの資料になります。これにより説明いたします。

まず、1項目めの改正理由でございますが、工業標準化法が平成30年5月30日に公布され、令和元年7月1日から施行されることに伴い、八代市行政不服審査条例中の引用字句の整理等を行うものでございます。

法改正の主な内容をそちらの表のほうに記載しております。法律名のほか用語が改正されております。

次に、2項目めの条例改正の主な内容につき

ましては、引用字句の日本工業規格を日本産業規格に改めるほか、所要の修正を行うものでございます。具体的な修正箇所は、資料2枚目に掲載しております新旧対照表のとおりでございます。

次に、3項目めの施行日でございますが、公布の日から施行することといたします。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上の部分について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、これより採決いたします。

議案第44号・八代市行政不服審査条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（前川祥子君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

次に、本委員会に付託となっている請願・陳情はありませんが、郵送にて届いております要望書等につきまして、写しをお手元に配付しておりますので、御一読いただきたいと存じます。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書……。

○委員（古嶋津義君） 今、その他のところではありましたが、本来なら、請願でありますものの配付のみでありますものの、全国過疎地域自立支援促進連盟熊本県支部より、議長を通じて意見書の働きかけがあったものであります。も

ちろん、八代市、本市も全国過疎地域自立促進支援連盟に加入しているものでありますので、意見書の提出をしたほうがいいと思います。

○委員長（前川祥子君） 古嶋委員、今の件はですね、後に提案する話になっておりますので、まずもってですね、今まで付託されました案件の審査が全部終了いたしましたことを諮りたいと思いますので、ちょっとお待ちください。

○委員（古嶋津義君） ちょっとその議決の要請について、その他のところで言われましたので、このままぱつと行ってしまうわけにはいかぬ。

○委員長（前川祥子君） その他はまだ言っておりませんので、まず、今まで付託されました案件の審査における委員長報告の作成についてお諮りしたいと思いますので、ちょっとお待ちください。

それでは、再度申し上げます。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

まず、小会いたします。

（午前11時35分 小会）

（午前11時37分 本会）

◎その他

・「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」議決の要請について

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、付託されました案件のほか、全国過疎地域自立促進連盟から、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の議決について要請が参っております。ついては、その取り扱いについて御協議願います。

また、内容については、お手元に配付の資料

のとおりであります。

参考までに、本件については、本市も加盟している団体からの要請ということもあり、議会運営委員会の中でも、委員会内での取り扱いについては特に御配慮方願したい旨の申し出もあっております。

それでは、新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、御意見等はありませんでしょうか。

○委員（古嶋津義君） 先ほども申し上げましたが、重ねて申し上げますが、本来なら請願配付のみでありますものの、全国過疎地域自立促進連盟熊本県支部より、議長を通じまして意見書の働きかけがっております。本市ももちろん、全国過疎地域自立促進連盟に加入をしているものでありますので、意見書の提出をしたほうがよろしいんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 古嶋委員と同意見ですけども、総務委員会のほうで発議という形ですかね、をとればというふうに私は思っております。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

それではちょっと小会いたします。

（午前 11 時 39 分 小会）

（午前 11 時 39 分 本会）

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

それでは、お諮りいたします。

本件の趣旨に賛同の上、議員発議として提案したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。それでは、そのように

いたします。

案文につきましては、事務局と調整することとし、後日発議の手続きをとらせていただきますので御了承願いたいと思います。

なお、趣旨弁明はどなたにお願いいたしますでしょうか。（「委員長一任」と呼ぶ者あり）

それでは、私、委員長ということで、そのようにいたします。

執行部入れかえのため小会いたします。

（午前 11 時 40 分 小会）

（午前 11 時 41 分 本会）

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（前川祥子君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査 2 件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の 2 件です。

このうち、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して 5 件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（新庁舎建設について）

○委員長（前川祥子君） それではまず、新庁舎建設についてをお願いします。

○理事兼新庁舎建設課長（松元真介君） 新庁舎建設課長の松元でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） お願いします。

○理事兼新庁舎建設課長（松元真介君） 私のほうからは新庁舎建設についてということで、事前にお配りしておりますこちらの資料のほうを見ていただきたいと思います。

まず、1 項目め、新庁舎の売店設置について説明させていただきます。

新庁舎建設につきましては、平成30年6月に基本設計が完成し、現在、令和3年度の完成を目指して実施設計を進めているところです。

本日は、新庁舎内に設置を計画しております売店の概要や売店運営事業者の選定方法、スケジュールにつきまして御報告させていただくものです。

事前にお配りしております資料1、新庁舎の売店設置についてをごらんいただきたいと思います。その資料に沿って説明いたします。

まず、1、新庁舎内売店の概要でございますが、新庁舎では、来庁者の利便性向上や市役所に気軽に立ち寄れる憩いの場の整備を目的として売店の設置を計画しております。

この売店には、コンビニエンスストアも含めたところで計画をしております。

では、第一に売店の場所について御説明します。

1枚めくっていただきまして、資料2の配置図をごらんいただきたいと思います。

売店は、赤色でお示ししております新庁舎の北側駐車場に面した1階の出入り口近くでございますので、来庁者の方も利用しやすい場所に計画しております。

次に、もう1枚めくっていただきまして、1階平面図をごらんください。

赤色の売店に隣接して、自由に飲食ができるスペースを青色でお示ししております。

こちらは、売店で購入したものに限らず、自由に飲食ができる空間として、誰でも気軽に御利用いただけるようテーブルや椅子を配置する計画としております。

第二に、売店の広さについて御説明いたします。

売店の広さは、約150平方メートルを予定しております。売店の規模や配置等の詳細につ

きましては、今後決定いたします。

それでは、資料1に戻っていただきまして、2、売店運営事業者選定方法について御説明します。

売店運営事業者の選定は、価格競争のみではなく、サービス内容や商品取り扱い等の提案を含めた企画競争、プロポーザル方式で行う予定としております。

プロポーザルでは、窓口部門や観光・農林部門など、さまざまな視点で審査を行う予定としており、選定委員は関連する部署の市職員で構成する予定としております。

次に、3、公募型対話調査の実施について御説明します。

売店運営事業者選定の公募前に、新庁舎での売店運営に関心を持つ民間事業者を対象として、個別での対話調査の公募を行います。

この対話調査は、民間事業者の参入意向や事業の市場性の有無の把握を目的として実施するものです。従来のプロポーザルは、事業内容や公募条件の検討から事業者選定まで、全てを行政だけで行ってきたため、民間事業者が採算をとれない事業を募集してしまい、結果的に応募が集まらなかったり、事業者があらわれてもすぐ運営に行き詰まったりすることがありました。

そこで、対話調査を事前に行い、民間事業者の意見や新たな提案等の把握を行います。対話調査で得た結果をプロポーザルでの公募条件の整理に活用することで、事業の破綻防止や応募事業者の確保といった効果が期待できるものです。

続きまして、4、売店運営事業者選定のスケジュールについて御説明します。

まず、対話調査の公募を9月から開始し、10月に対話調査を実施、11月中旬ぐらいに結果概要の報告を市のホームページで行います。

次に、売店運営事業者選定のためのプロポーザ

ルの公募を1月ごろから開始し、年度内に選定を行います。続いて、売店運営事業者の選定後、工事協議を開始します。庁舎の完成後、売店運営事業者において売店工事を行い、新庁舎の開庁と同時に売店の営業も開始します。

最後に5、周知方法についてですが、公募型対話調査及び公募型プロポーザルについて、市のホームページに掲載するとともに、市報に掲載する形で周知する予定としております。

以上で1番、新庁舎の売店設置についての説明を終わります。

続きまして、2、今後のスケジュールについて御説明いたします。

資料めくっていただきまして、こちらの全体スケジュールをちょっと見ていただきたいと思います。

資料の上から順に御説明いたします。実施設計は法定手続である性能評価、大臣認定が間もなく終了する予定であり、平行して進めております民間の確認申請にかわる計画通知は、7月末ごろを終了予定としております。その後、入札公告を経た後、10月ごろの着工から予定工期を25カ月と想定し、新庁舎本体の完成は2021年10月末ごろとなる見込みであり、完了検査、システム関係の試験、什器の搬入、引っ越しなどを経て、開庁時期は2022年年明けを目標としております。外構工事は新庁舎周辺や南側を1期工事として、新庁舎と平行して工事を進め、北側の一般駐車場並びに一部の公用車駐車場は2期工事とし、新庁舎完成後、仮設庁舎を撤去した後工事に着手し、2022年夏ごろの完了となる予定です。北側の駐車場完成までの約半年間、一般来庁者用駐車場と公用車駐車場につきましては、新庁舎南側の緑の広場周辺に仮置きということで約70台と、東側に約30台、地下に約60台、計160台程度は確保することとしており、現在の仮設庁舎前の駐車場80台以上は確保できる予定となっております。

おります。

続きまして、3番、CLTの分離発注について御説明いたします。

資料のほう1枚めくっていただきまして、こちらですね、こちらをごらんいただきたいと思います。

新庁舎では、これまで計画におきまして、床の一部及び天井の一部にCLT直交集成材を使用することを説明してまいりました。本日は、このCLTの特徴並びにその分離発注について御説明します。

CLTは、木材のひき板の層を互いに直交させ接着した厚型パネルであり、直交集成材であります。

主な特徴としまして、建物の軽量化が図られることや大スパンが確保できることで、災害時の事業継続を目的とした執務室の無天井化が図られます。また、有用性としましては、環境に優しい庁舎を理念に掲げる本市の方針に合致し、市産材を含む木材の積極的利用が図られ、本市の主要産業である林業の普及啓発につながります。

次に、分離発注とする理由につきましては、新庁舎建設に当たり、その木材使用につきましては100%の市産材活用を目標としており、現在その手法について検討しております。今回、新庁舎に使用するCLTにつきましては、100%市産材で賄うことを目標としており、受注した建設業者が発注する場合、取伐時期の関係もあり、集材期間が不足し、現場搬入が予定工期に対し厳しい状況であったり、流通量も原木ベースで約4500立米となりますので、市産材の確保が極めて困難になると、関係機関や関係団体から伺っておるところです。

よって、今回は原木の材料調達からCLT製造までの工程を一本化し、市がこれらの業務を別に発注することで、集材期間を確保するとともに市産材100%の活用もめどが立つと判断

し、分離発注することとします。

予算につきましては、既決予算から流用することとし、分離発注した後、受注した建設業者へ原材料として支給することとします。

以上で説明を終わります。

○委員長（前川祥子君） 本件について、何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（橋本隆一君） 売店の設置について確認ですけれども、コンビニ等も含むということでございますが、いわゆる閉店時、閉店日ですね、そういったときも、大手のコンビニなんか24時間とかありますけれども、その手の時間帯とか、そういう日程というのはどのように検討されておられますか。お願いします。

○理事兼新庁舎建設課長（松元真介君） 今回のですね、対話調査の中でその辺の詳細も含めまして、いろいろ伺ってまいりたいと思います。

○委員（橋本隆一君） 僕は多分してくれっち言わん、こちらの方針として、例えば市役所は5時半までだから5時半以降はだめですよとか、そういうこちらのもともの方針とかはありますか。

○理事兼新庁舎建設課長（松元真介君） 今ですね、庁舎の管理の資産経営課と一緒に話はしてるんですけども、やっぱり庁舎の場合はセキュリティの問題もありますので、その辺の問題も含めてですね、どこまで可能かというところに関しましては、随時個別をしていく中で決めていくと思いますが、方針自体は具体的にはまだ決めておりません。

○委員（橋本隆一君） 他自治体の状況もですね、ちょっと確認されると思いますので、よかったら時間外でもですね、やれたらいいなと思います。

以上です。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（古嶋津義君） 他市の庁舎もちょっと視察をさせていただきましたが、もちろんコンビニ等も入っていましたが、見た限りではアルコール類の販売はなかったと思いますが、その辺のところはしっかり、庁舎ということでしたいただければと思います。

以上です。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 済みません、聞き漏らしたかもしれんですけど、工事協議、売店工事ということで入るととですが、工事費の支出というのは売店の経営側になるんですか。

○新庁舎建設課長補佐（豊田浩市郎君） ほかの店舗と同じような感じで、スケルトンで貸して、中の整備というのは入る事業体さんが行うというようなことを想定しております。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 私もそれでいいと思いますね。外枠だけは市のほうで整備をして、その内部の工事等については、やっぱり入られる店舗側、営利目的で当然入られるところもありますので、店舗側の支出でされていくべきだというふうに思ってお尋ねをしました。

それと、この売店への委託期間、——委託というか、委託でよかったんですかね。事業者のほうに入っていただく運営の期間、これはどれぐらいを考えてらっしゃるんですか。やっぱ公共の施設の中にあるというところからすると、余りにも長過ぎてもいけないだろうし、短過ぎても逆にいけない部分もあるかなというふうに思うんですけども、市のほうはどう考えてらっしゃるところか聞かせてください。

○理事兼新庁舎建設課長（松元真介君） 行政財産である建物の使用許可期間ですね、これにつきましては、八代市有財産取扱規則というのがありまして、最長5年というふうになっております。

特にコンビニは初期投資がですね、やっぱりちょっと大きいのかなというふうに思ってますので、ちょっと5年では、ただ、償還は難しいんじゃないかなというのも実は懸念しております。

一方で、平成18年に地方自治法が改正されて、行政財産を長期的かつ安定的に民間へ貸し付けることも可能になりましたので、事業期間につきましては対話調査の結果も踏まえて、今現在あります資産経営課と一緒にいろいろ協議を進めていきたいと思えます。

○委員（大倉裕一君） 市民の資産というところをやっぱ忘れられずにですね、市民に説明のきくような進め方というところをお願いをしておきたいというふうに思えます。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） 直接は関係ないんですけど、食堂は入れる予定というのはどうでしたっけ。

○理事兼新庁舎建設課長（松元真介君） 済みません、今のところはちょっと想定はしていません。先ほどコンビニとあわせてイートインスペースということで、ちょっとそういうものも一応可能なコンビニというところも、想定するというお話さしあげたところです。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 以上で新庁舎建設についてを終了いたします。

続けていいですか、皆さん。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

・行財政の運営に関する諸問題の調査（特定個人情報等が記載された書類の紛失について）

○委員長（前川祥子君） 次に、特定個人情報

等が記載された書類の紛失についてをお願いします。

○市民税課長（中田利一郎君） 市民税課の中田です。

このたび発生しました事案、特定個人情報等が記載された書類の紛失について報告させていただきます。着座して説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○市民税課長（中田利一郎君） 配付してあります総務委員会所管事務調査資料、特定個人情報等が記載された書類の紛失についてにて御説明をさせていただきます。

本件は、市民税課から郵送しました特定個人情報等が記載された書類が先方に届いていないという事案でございます。

まず、概要から申し上げますと、事業所から従業員の給与支払報告書が市民税課に提出されましたが、八代市に住民登録がなかったため、事業所へ住所の確認を行ったところ、4月の8日に回答があり課税所在地が判明し、4月10日に課税住所地である市役所市民税課に給与支払報告書を郵送いたしました。

しかしながら、6月5日に先方より届いていない旨の連絡を受けましたことにより、紛失が判明いたしました。早速、本市市民税課及び当該市民税課において、郵便物の確認を行いました。発見できなかったため、6月13日に八代郵便局に郵便物等事故調査を依頼しました。

6月24日に八代郵便局から、当該郵便物の発見及び不着原因を明らかにすることができなかった旨の調査結果報告を受けております。

次に、紛失した書類及び記載されていた情報についてですが、給与支払報告書1名分で、記載されている内容は、住所、氏名、生年月日、マイナンバー、受給者番号、給与の支払金額、所得控除の金額、源泉徴収税額、それから被扶養者2名の氏名及びマイナンバーでございます。

す。

続きまして、当事者への対応につきまして、当事者の方に対しまして今回の経緯を説明し、謝罪を行い、また、マイナンバーの変更手続が可能であることなどを御説明しましたところ、変更手続を行うとのことでございました。

最後に、今回の件を踏まえまして、マイナンバーが記載された書類を郵送する場合には、通常料金にプラス310円の費用はかかりますが、追跡可能で受け取り確認もできる簡易書留などを利用するよう徹底するとともに、複数の職員で確認を行い、よりチェック体制を強化し、再発防止に努める所存でございます。

以上、御報告とさせていただきます。

○委員長（前川祥子君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんでしょうか。

○委員（大倉裕一君） 参考にお聞かせください。この特定個人情報というのを郵送で送られている件数というのは、年間どれぐらいあるのでしょうか。

○市民税課長（中田利一郎君） 昨年度が1700件ほどで、自治体のほうに600件ほど、600市町村のほうへ送付しております。

○委員（大倉裕一君） 今回のように、先方から届いていないというような連絡が来ることによって全てわかるような状況ということで理解してよろしいんですね。

○市民税課長（中田利一郎君） 当初課税、6月1日付で課税しますやつ、事業所のほうに課税されましたよというのが来ないとわからないというところもあって、事業所のほうが、なぜこの人がないのかなというところで、こちらが送った先に問い合わせしないとわからないというのが現実です。

○委員（大倉裕一君） 要望になりますけど、なかなかこの防止策という部分は見当たらないのかなというのを正直思うところではあるんですけど、追跡調査可能な簡易書留というような

ところをですね、うたってありますので、費用はかかれども、そういったところがやはり必要になってくるのかなというふうに認識をしているような状況です。

○委員長（前川祥子君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） なければ、以上で特定個人情報等が記載された書類の紛失についてを終了いたします。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

・行財政の運営に関する諸問題の調査（防災行政情報通信システムの整備について）

○委員長（前川祥子君） 次に、防災行政情報通信システムの整備についてをお願いします。

○危機管理課長（廣兼和久君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）危機管理課の廣兼でございます。着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○危機管理課長（廣兼和久君） それでは、八代市防災行政情報通信システムの整備について御説明をいたします。

昨年の12月の総務委員会で御説明をいたしました八代市防災行政情報通信システムの整備の方向性がまとまりましたので、また御説明をさせていただきたいと思います。

まず、1枚目ですね、1ページ目、防災行政無線の現状というところでございます。

初めに、現状の防災行政無線について御説明というところでございます。現在の状況につきましては、旧八代市のほうが、デジタルのMC A方式、いわゆるタクシー無線と言われているやつ、主に屋外の拡声機で防災情報を配信しておりまして、電波が届かない地域の方には戸別受信機を配布しているという状況でございます。

旧町村におきましてはアナログの防災行政無線となっております、各支所間で導入年度、導入メーカー等が異なっております。また、坂本町以外は戸別受信機を全戸配布した整備を行っているという状況でございます。

続きまして、2ページ目をごらんいただきたいと思います。

現状の問題点というところでございますが、本来であれば、1市1方式で整備をされているところでございますが、合併の関係で市内でシステムが異なっているということです。

2番目に、アナログの防災行政無線の使用期限が2022年、令和4年の11月末となっているというところで、旧町村のシステムが使えなくなるというところがございます。

3点目、アナログ防災行政無線は、導入からかなりの年数が経過しているため、戸別受信機の製造が終了しております、新規配布や修繕もできない状況になっているというところがございます。

4番目に、市内で異なる方式のためですね、情報の配信時に複数回の作業が必要となり、お知らせにタイムラグが生じているというところがございます。

5番目に、旧市では屋外拡声機による放送を一部町内の放送施設を利用させていただいているため、デジタルからアナログへととなりますので、音声が届きづらい地域があると。

以上のようなことが問題点としてございます。

そこで、新たなシステムの導入方針といたしまして、市内で統一した携帯通信網を活用したシステムとするというところ、2番目に新たな伝達方法も取り入れながら、多様な伝達方法で情報を伝えると。3番目に、屋外拡声機には高性能なスピーカーを配置するというところ、以上のことを導入方針の基本としております。

続きまして、3ページ目をごらんいただき

たいと思います。

新たな八代市防災行政通信システムの整備内容でございます。

まず、1の情報配信システムのほうでは、配信の方法は携帯通信網を利用するということとしております。屋外拡声子局は、現在145局ございますが、これを186局にふやすというところ。戸別受信機は2800台を予定いたしております。4番目に、防災アプリの導入により、校区、町内等へ個別の配信が行えたり、防災情報や防災マップがアプリから閲覧できることや多言語での配信を予定しているというところがございます。

続きまして、一斉架電システムを導入することによりまして、固定電話、携帯電話へ直接電話をかけることができるようにすることを予定しております。

2番目の災害時の支援システムというところで、こちらのほうは、情報収集やクロノロジー、備蓄品の管理等を行うものでございます。また、監視カメラを設置いたしまして、河川及び沿岸に整備することで、増水や津波の監視が行えるようにしていこうというふうに考えております。

次に、3番目の災害対策本部の整備についてでございますが、災害対策本部、災害対策本部事務室、危機管理課執務室、災害情報室に大型モニター等を設置いたしまして、災害状況を一目で把握して迅速な対応ができるようにしていこうと考えております。

なお、一番下の避難勧告や避難指示等の発令を行う上で、システム上で危険箇所を知らせてくれる発令判断システムを、当初、導入予定としておりましたが、今年6月から、気象庁等による発令判断の基準となる警戒レベルの発表があっております。本市が想定したシステムによる判断支援と同程度のものであるため、今回は市単独でのシステムの導入は見送るということ

にしております。

続きまして、4 ページ目をごらんいただきたいと思います。

4 ページ目、情報伝達方法についてでございます。

まず1 点目、市民への情報伝達方法の基本的な考え方として、市民がどこにいても確実に防災情報が入手できるように、携帯通信システムを活用し、個人の携帯端末へ直接情報を配信することを基本といたします。

2 番目、配信を行う防災情報は、記載のとおりというふうになります。

3 番目の現在の情報配信手段は、J アラート以下のとおりになっております。

4 番目、今回の整備により、これまでの配信手段に加えまして、新たな情報配信手段として、防災アプリを活用したスマートフォンへの情報配信、固定電話への架電、携帯端末や固定電話を持っていない方には戸別受信機の配布ということで、なお、障害をお持ちの方には、その人に一番合った方法で配信を行うよう配慮してまいりたいと思っております。

続きまして、5 ページ目をごらんいただきたいと思います。

5 ページ目の屋外拡声子局の整備について、基本的な考え方といたしまして、まず1 番目、高性能スピーカーを使用し、聞こえやすくしていく。

2 番目に、現在の屋外拡声子局の設置状況を考慮しながら、現在は1 4 5 局となっているものを1 8 6 局と予定しております。設置予定場所は、指定避難所、特別避難所、一時避難所で1 3 8 局、その他市内全域で4 8 局を設置予定としておりますが、実施設計で設置場所の集約、増設等を考えてまいりたいと思っております。

続きまして、6 ページ目、戸別受信機についてでございます。

1 の配布基準ということで、原則携帯電話等の端末及び固定電話を持っていない方ということにしております。

この戸別受信機は、原則無償配布とするということで、ただし、携帯を所有されている方で戸別受信機を希望される場合は、有償で配布を行いたいというふうに思っております。

3 番目の、今回の戸別受信機は、携帯通信網を利用するということになりますので、通信料が発生いたします。通信料の負担は月額3 3 0 円程度というふうになりますが、この通信料も市で全額負担をするということにしております。

戸別受信機の性能といたしまして、音声合成で6 件程度の録音ができるもので、価格は4 万円程度というふうになっております。ただし、戸別受信機を有償で配布した場合は、通信料も自己負担となりますので、自己負担する場合は料金回収業者が間に入ってくるということになりますので、料金は倍の6 6 0 円程度になるということでございます。

続きまして、7 ページ目、今後の整備のスケジュールについて御説明いたします。

7 月中にプロポーザルによる募集を行いまして、9 月議会で御承認をいただきました後、実施設計を行い、実施設計終了後、施工を令和2 年2 月に開始いたしまして、工期を1 4 カ月の予定といたしております。

ただいま御説明いたしましたが、今回の整備につきましては、スマホをお持ちの方はアプリまたはメール、ガラケーといわれる携帯をお持ちの方に対してはメール、あと、固定電話のみの方には架電、それと、全ての端末を持っていない方には戸別受信機というのが基本ということになります。

その他、個別の対応といたしまして、携帯を持っていてもメールが使えないと言われる方や聴覚障害や視覚障害をお持ちの方、あと、世帯

状況などを考慮しまして、個々にですね、個人の事情に合わせた伝達方法を考えていきたいというふうに思っております。

また、現在各校区、または各町内等で独自に放送されているものに関しましては、これまでと同様に配信することが可能となります。可能となりますが、配信は全て職員が行うということになります。

最後に、予算の流用の御説明をさせていただきたいと思います。

当初、実施設計と施工をですね、分けて行うことと想定しまして、実施設計は委託料、施工は工事請負費で計上いたしておりました。その後、今回の導入のシステムや整備内容の検討を進める中で、他自治体等の例も確認したところ、設計から施工まで一括してプロポーザル方式により業者を決定し発注するほうが、コスト面、また発注契約業務の面からも効率的であると判断をいたしました。実施設計後のシステム構築、システム導入、設備関連の連携などが必要なためですね、一括発注に係る経費は委託料が適当であり、工事請負費から委託料へ流用を行うということになります。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひします。

○委員長（前川祥子君） それでは、本件について何か質疑、御意見等はありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） それでは、ないようですので、以上で防災行政情報通信システムの整備についてを終了いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

・行財政の運営に関する諸問題の調査（光ブロードバンド整備について）

○委員長（前川祥子君） 次に、光ブロードバンド整備についてをお願いします。

○情報政策課長（早木浩二君） 情報政策課の早木でございます。失礼をして、着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○情報政策課長（早木浩二君） それでは、光ブロードバンド整備事業について御説明をいたします。

先週、橋本幸一議員の一般質問の際に答弁いたしました内容と一部重複いたしますが、御了解をいただきたいと思います。

本市で光回線の整備をされていない平野部と中山間地域の一部での超高速ブロードバンドの整備事業方法は、整備後の施設設備等の維持管理並びにその運用を通信事業者で行っていただくために、民設民営の方式とし、整備に要する初期費用の一部を市が補助することとし、今年度から事業に取り組むことといたしました。

それでは、事前にお配りいたしております資料をごらんください。

まず、１、事業選定の経緯でございます。

①、事業者の公募、選定でございますが、平成31年4月2日より、整備事業者の公募を開始いたしました。締め切り日の令和元年5月10日までに2社の応募がございました。5月21日に、2名の熊本高等専門学校の先生と本市の各部の次長9名で構成をいたします整備事業候補者選定委員会におきまして、応募事業者からのプレゼンテーションを受け、審査を行い、1社を事業候補者として選定をいたしました。5月28日に市長決裁を経て、整備事業者を決定しております。

②、事業者の決定でございますが、西日本電信電話株式会社、通称NTT西日本熊本支店を事業者として決定いたしました。

選定の主な理由でございますが、まず初めに、超高速光ブロードバンド環境を安定的、継続的に提供し、ICTを活用とした市及び市民の利便性向上を目指すなど、提案コンセプトが

すぐれていた点。続きまして、これまでに自治体と連携して整備をした実績が豊富である点。続きまして、整備スケジュールが明確で、本市の要求に答えている点。最後に、提供しようとされます住民向け並びに企業向けのサービス内容が豊富で、かつすぐれている点など評価され、選定に至りました。

なお、3、事業費ですが、事業に要する総事業費は18億110万円と提案をされておまして、そのうち9億4500万円を市が補助する見込みでございます。

続きまして2、整備スケジュールでございますが、本年度に早速、設計調査等を行いまし、特に企業が集積をし、新たな企業進出も計画をされております龍峯地区でのサービス開始を手始めに、令和2年度には日奈久、二見、鏡沿岸部地区、令和3年度には東陽、泉地区、令和4年度、2022年度には坂本地区と、順次サービスを開始する予定としておまして、今後着実な整備を行ってまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（前川祥子君） それでは、以上について何か質疑、御意見等はありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） ありませんか。なければ、以上で光ブロードバンド整備についてを終了いたします。

・行財政の運営に関する諸問題の調査（沖町における場外車券売場について）

○委員長（前川祥子君） 次に、沖町における場外車券売場についてをお願いします。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） 企画政策課の福本です。着座にて説明させていただきます。

○委員長（前川祥子君） どうぞ。

○理事兼企画政策課長（福本桂三君） それでは、沖町における場外車券売場について御報告いたします。

沖町における場外車券売場につきましては、平成31年3月の総務委員会の所管事務調査におきまして、施設の概要や国の許可基準、今までの経緯、今後の予定について御報告させていただいております。今回は改めまして、3月の総務委員会への報告後からのこれまでの経緯と、場外車券売場の設置に関する基本協定の内容、また、今後の予定について御説明させていただきます。

資料、沖町における場外車券売場についてをござんください。

まず、1、これまでの経緯でございます。

今回の沖町の場外車券売場は、競輪とオートレースを併設した場外車券売場となります。競輪の施行自治体は熊本市、オートレースの施行自治体は飯塚市となりますが、オープンまでの流れやスケジュールは、併設の施設ですので競輪とオートレースの施設整備は同時に進められております。そのため、ここでは、主に競輪の施設整備に沿って説明をさせていただきます。

まず、平成31年2月に、設置者である株式会社立岩から競輪施行者の熊本市に対して、施行者使用証明交付申請が提出され、ことしの4月19日には、施行者使用証明が熊本市から株式会社立岩に対して交付されました。

これを受けまして、ことしの4月24日に、株式会社立岩から経済産業省に対しまして設置許可の申請がなされ、5月22日に許可がおりたところです。

なお、八代市から株式会社立岩に対して、既に1月に開発許可を出していることから、造成工事は5月7日から着工されております。また、5月22日に経済産業省から株式会社立岩に対しまして設置許可がなされたことから、建

築工事の着工も6月から行われております。

以上がこれまでの経緯です。

次に、2、営業許可に係る今後の手続でございます。

オープンには、八代市と株式会社立岩との場外車券売場の設置に関する基本協定の締結、その後、熊本県警との協議、さらに、株式会社立岩と熊本県警、また、熊本市との3者協定の締結が必要となります。

それでは、八代市と株式会社立岩が締結いたします場外車券売場の設置に関する基本協定の内容について御説明いたします。

2ページをごらんください。

この基本協定では、場外車券売場となるサテライト八代の周辺対策や雇用、地域との融和、地域振興協力金等の基本的な事項について協定を締結いたします。

まず、1、目的は、サテライト八代において、競輪とオートレースの車券の発売に関し、同意した条件等を明確にすることを目的としております。

次に2、遵守事項でございます。関係法令、熊本県警等の関係機関との協議事項の遵守はもとより、サテライト八代周辺における駐車場、渋滞防止、交通安全、防犯、治安維持、青少年の非行防止、環境美化対策について、万全の対策を講じることを規定しております。

次に3、優先雇用です。従業員の雇用に際しては、平成29年8月16日に、八代市と株式会社立岩とで農地転用許可申請に係る雇用協定を締結しております。この雇用協定によりまして、設置者である株式会社立岩は、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設として、雇用人数の3割以上かつ20人以上を、松高校区の農業従事者または農家出身者を優先的に雇用される予定となっております。

次に4、地域との融和でございます。地域住民、既存事業所への配慮、市内事業所、地場産

品などの積極的な活用、営業していない際の市民への積極的な解放などを規定します。

次に5、地域振興協力金です。本市が行います交通安全、防災、防犯、環境美化、教育、青少年育成等の事業に対する協力金として、毎年一定の金額を寄附していただくという規定でございます。この協力金は、特定の地域に使わなければならないということはありません。御承知のことかと存じますが、日本中央競馬会JRAのウィンズ八代の寄附金では、寄附金を充てることができる事業の要件が規定されておまして、ウィンズから2キロメートルの区域内で、市が実施する事業となっております。

このことから、本市では、日奈久校区の校区要望で上がった事業を考慮しまして、寄附金を充当している状況でございます。今回の株式会社立岩からの協力金につきましても、JRAからの寄附金の活用状況を参考としまして、サテライト八代が設置されます松高校区の校区要望で上がった事業を十分考慮しまして協力金を充当したいと、現段階では考えております。

以上が、場外車券売場の設置に関する基本協定の内容でございます。

3、今後の予定でございます。

今回、この場外車券売場につきましては、3月の総務委員会で御報告させていただきましたが、既に3カ月が経過しました。この3カ月の期間、市民の皆さんから、本市に対して特に反対の声をお聞きしておりません。そこで本市では、基本協定の締結に向け、事務手続を進めてまいりたいと考えております。

なお、この基本協定は、7月中旬以降に締結する方向で考えております。

この後、9月に建物が完成しまして、12月初旬までに外構工事を終えられ、12月中旬に場外車券売場サテライト八代としてオープンの予定でございます。

以上が、沖町における場外車券売場について

の説明でございます。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（前川祥子君） それでは、本件について何か質疑、御意見等はありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） ありませんか。

なければ、以上で沖町における場外車券売場についてを終了します。

○委員長（前川祥子君） そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） ないようでしたら、以上で所管事務調査２件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件について、お諮りいたします。

当委員会の所管事務調査２件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前川祥子君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、本委員会の管外行政視察についてですが、本件については、３月定例会中の委員会において派遣承認要求の件はお諮りしており、その内容が決まりましたのでお知らせいたします。

本委員会は、令和元年７月２３日から２５日までの３日間、大阪府高槻市、兵庫県神戸市、岡山県備前市へ、行財政の運営に関する諸問題の調査のため行政視察を行うことといたしましたので、御承知おきください。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって、総務委員会を散会いたします。

（午後０時２９分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

令和元年７月２日

総務委員会

委員長